# 年金記録に係る苦情のあっせん等について

# 年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1.	今回(	のあっ	せん	等(	の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 1件

# 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から39年3月までの期間及び41年2月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 大正14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年10月から39年3月まで

② 昭和41年2月から同年3月まで

私の国民年金保険料は、夫と一緒にすべて納付してきたはずであり、夫の 保険料はすべて納付済みになっているのに、自分だけ申立期間が未納期間となっていることに納得できない。

# 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、すべての国民年金保険料を納付している上、申立 人の夫は、申立期間を含め保険料を完納していることから、申立人及びその夫の 保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、国民年金被保険者台帳によると、申立人の夫に係る申立期間及び昭和43年4月から45年3月までの期間の国民年金保険料は、国民年金法附則第13条に基づく第1回特例納付を利用して納付されていることが確認できるところ、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、36年1月に夫婦連番で払い出されているほか、国民年金被保険者台帳によると、両者の保険料納付日は、申立期間を除き、おおむね一致していることを踏まえると、申立期間の保険料についても、特例納付を利用して夫婦一緒に納付したものとみても不自然ではない。

さらに、オンライン記録によると、申立人の昭和 43 年度の納付記録は、平成 20 年 12 月に未納期間から納付済期間に記録訂正されていることが確認でき、行 政側において、申立人の記録管理が適切に行われていなかったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

#### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 5 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月から49年3月まで

夫が夫婦二人の国民年金への加入手続を行い、国民年金保険料は遅れて も納付することにしていたので、申立期間について未納とされていること に納得できない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料は、申立期間を除き、国民年金加入期間において納付済みであるほか、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年3月に夫婦連番で払い出されており、申立人の夫の保険料は申立期間も含めてすべて納付済みとなっている。

また、申立人に係る国民年金被保険者台帳によれば、婚姻前の14か月分の国民年金保険料が、昭和50年3月1日に国民年金法附則第18条に基づく第2回特例納付を利用して納付されており、申立期間直後の49年4月から50年3月までの保険料は同年12月に過年度納付されていることが確認できるところ、国民年金手帳記号番号払出時点で、申立期間は過年度納付をすることが可能な期間である上、前述の過年度納付をした時点においても、申立期間のうち、48年10月から49年3月までの期間は過年度納付することが可能であることを踏まえると、特例納付や過年度納付により未納期間の解消に努めている申立人が、申立期間のみを未納としていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年10月及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月から45年10月まで

申立期間当時は、厚生年金保険に加入していたが、国民年金にも加入し、 国民年金保険料を納付していた。当該保険料については、社会保険事務所 (当時)から既に還付されていると説明されたが、納得できないので、調 査してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金被保険者台帳及びA町作成の国民年金被保険者名簿により、申立期間の国民年金保険料を納付していたことが確認できるものの、昭和38年10月及び同年12月を除く申立期間については、B事業所、C事業所、D事業所及びE事業所における申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、厚生年金保険に加入している期間であることが確認できることから、当該期間の国民年金保険料が還付されていることについて不自然さはみられない。

また、申立人に係る国民年金被保険者台帳には、昭和46年1月に申立期間である36年5月から45年10月までの国民年金保険料1万8,550円が還付された旨の記載となっており、この記載内容に不合理な点は無く、ほかに申立人に対して保険料が還付されていないことを疑わせる事情も見当たらない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和38年10月及び同年12月分については、記録上、国民年金の被保険者となっていないが、当該期間は強制被保険者として国民年金の被保険者となる期間であり、国民年金保険料が還付される前は納付済期間となっていたことから、この期間については納付済期間とする必要がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和38年10月及び同年12月の国民年金保険料を納付していたものと認めら れる。

#### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から49年3月まで

私は、申立期間を含めた昭和 45 年 3 月から 49 年 3 月までの未納保険料を納付した領収証書を所持しているので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

# 第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身が 20 歳になったときからの国民年金保険料を、申立人の父が納付してくれたとしているところ、申立人に係る国民年金被保険者台帳によると、国民年金法附則第 18 条に基づく第 2 回特例納付により申立期間直前の昭和 45 年 3 月から 48 年 3 月までの保険料が納付されていることが確認できる。

また、申立人が所持している領収証書には、納付期間として「自 昭和 45 年 3 月分 至 昭和 49 年 3 月分」と記載されているものの、当該領収証書に記載された金額は、第 2 回特例納付において 37 か月分の国民年金保険料を納付した場合の金額に相当し、申立期間の保険料が含まれた金額にはなっていない。

しかしながら、当該領収証書は、申立人からの申出に基づいて行政側が作成したものと認められ、当時、申立人が申立期間を含むすべての未納保険料を納付する意思を有していたことは、当該領収証書に納付期間として昭和 45年3月から 49年3月までの期間が記載されていることにより明らかであることから、当該領収証書に係る納付により、申立期間である 48年4月から 49年3月までの分を含めて納付済みとなったものとみるのが相当である。

さらに、申立人は、前述の領収証書に係る納付を行う契機になったと推認される第2回特例納付の勧奨はがきを所持しているが、当該はがきに記載された未納期間や未納保険料の金額に誤りがみられるほか、申立人に係る国民年金被保険者台帳には、「45.3~48.3 まで附 18 条 50.10.30」と記載されて

いるが、当初、「49.3」と記載されたものが「48.3」に訂正された形跡が見られるなど、行政側の事務処理に不備があったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

# 第1 委員会の結論

総務大臣から平成20年11月11日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについては、同あっせん後に、申立人の申立期間に係る賞与が、申立人の厚生年金保険の被保険者期間とはならない月に支給されたことが確認されたことから、事業主は、当該あっせんにおいて履行していないと認定された申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務は負っていないものと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和59年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年8月12日

年金記録を確認したところ、申立期間に支払われた賞与に係る記録が無いことが分かった。

勤務先のA社では、賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所(当時)への賞与支払届を提出していないことが分かったので、私の年金記録を訂正してほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録については、事業主から提出された賞与支給明細表の記録から申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたこと、及び事業主は、申立期間に係る保険料納付義務を履行していないと認められるとして、既に当委員会で決定したあっせん案の報告に基づき、平成20年11月11日付け総務大臣の年金記録に係る苦情のあっせん(以下「平成20年11月11日付けあっせん」という。)が行われている。

しかしながら、申立期間について、申立人は事業主から提出された賞与支給明細表から平成17年8月12日に賞与が支給され、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できるが、オンライン記録から申立人は同年8月24日に申立事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、厚生年金保険法では、第19条において「被保険者期間を計算する場合に

は、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、さらに、第81条第2項において「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。

平成20年11月11日付けあっせんは、17年8月が申立人の厚生年金保険の被保険者期間とはならない月であること、及び当該月に支給された賞与については保険料の徴収の対象とはならないことについて誤認し、当該保険料の納付義務を有するものとしてそれを履行していないと結論付けたものであるが、上記の事実等を総合的に判断すると、事業主は、申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務は負っていないものと認められる。

なお、当該賞与の支給日は申立人が被保険者資格を有していた期間内の平成17年8月12日であることから、当該賞与の支給に係る記録の訂正についての平成20年11月11日付けあっせんの結論は維持されることが適当である。

# 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和18年4月1日に厚生年金保険被保険者(当時は、労働者年金保険)の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対し行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和3年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月1日から19年6月1日まで 私は、尋常高等小学校を卒業してすぐにA社の工場に就職し、40秒弾を製造

する作業に従事していたので、私が申立期間において厚生年金保険に加入して いたことを認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人の尋常高等小学校の同級生である同僚は、「私は、申立人と地元から一緒に昭和18年4月にA社に入社し、時計を組み込んだ爆弾を作っていた。」と供述していることに加え、当該同僚については、厚生年金保険被保険者台帳によると、A社において昭和18年4月に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録では、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格の取得日は、昭和19年6月1日と記録されているが、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿が確認できない。このことについて、日本年金機構B事務センターは、「当該事業所を管轄していた社会保険事務所が保有していた被保険者名簿の多くが戦災により焼失している。戦後、A社の従業員の申出があった場合、戦災を免れ残された厚生年金保険被保険者台帳をもとに記録の整備を行った。」等と回答していることから、当該事業所に係る当該被保険者名簿が焼失した可能性を否定できない。

また、現存する年金手帳番号払出簿において申立人が記載されたページの前後

1ページに記載された申立人と同じ昭和 19 年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚 61 人について調査したところ、i) 当該払出簿において申立人より3つ前の年金手帳番号の同僚は、18 年4月1日に申立人と同じく14歳で当該事業所に入社し、かつ、申立人と同種の作業を担当していたと供述しているところ、厚生年金保険被保険者台帳及びオンライン記録によると、同年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できること、ii) オンライン記録上の資格取得日と前述の年金手帳番号払出簿に記録されている資格取得日が一致しない同僚が多数存在すること、iii) 申立人を含む多数の同僚の厚生年金保険被保険者台帳に資格取得日が記録されていないことなどから、当該事業所に係る記録管理に不備があると認められる。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実及び事業主による厚生年金保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和18年4月1日に厚生年金保険の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認めるのが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和44年法律第78条)附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 49 年 3 月までの期間、51 年 8 月から同年 11 月までの期間及び 57 年 3 月から 59 年 2 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から49年3月まで

② 昭和51年8月から同年11月まで

③ 昭和57年3月から59年2月まで

私は、申立期間①については、当時、学生であったが、国民年金に加入し、申立期間②及び③については、休職中であり、会社を辞めると同時に 国民年金に加入し、将来に備えて、申立期間の国民年金保険料を納付して きたはずなのに、未加入とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、すべて国民年金の加入手続が行われていない未加入期間となっている。

このため、申立期間に、申立人が住所を有していたA町(現在は、B市)及びC村(現在は、D市)並びに申立期間①の一部の期間において居住していたとするD市における、申立人に対する国民年金手帳記号番号の払出しの有無を国民年金手帳記号番号払出簿及び国民年金受付処理簿により調査したが、申立期間当時、申立人に対して、同手帳記号番号が払い出されている状況はみられなかった。

また、国民年金受付処理簿によると、申立人は、昭和59年3月23日に国民年金に任意加入し、国民年金手帳記号番号は同年4月に払い出されていることが確認でき、申立期間①のうち、48年11月から49年3月までの期間及び申立期間③は、申立人の夫が厚生年金保険の被保険者であることから任意加入対象期間となり、当該期間においては、制度上、届出日以前にさかのぼって資格取得及び国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立期間①のうち、昭和47年4月から48年10月までの期間及び申立期間②は、婚姻前の期間であること、及び申立人の夫が国民年金に加入していることから強制加入対象期間となり、本来であれば、国民年金の加入期間となるものと考えられるが、仮に国民年金の加入期間とされた場合であっても、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点(昭和59年4月)においては、制度上、当該期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

以上のことからすると、申立人に対し、申立期間の納付書が発行されることは無く、申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを 示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を 納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

#### 第1 委員会の結論

申立人の昭和62年2月から平成元年3月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 42 年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年2月から平成元年3月まで

私は、20 歳になってすぐに国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付したにもかかわらず、申立期間の納付記録が無いことに納得できない。

# 第3 委員会の判断の理由

申立人は、口頭意見陳述において、申立期間の国民年金保険料に係る領収書は既に廃棄済みであるものの、申立期間後の平成元年4月から2年3月までの期間の保険料は納付済みとなっていることからしても、申立期間の保険料は納付したと主張している。

しかしながら、申立人は、申立期間中は大学生であったことから、申立期間当時の国民年金制度においては、国民年金への加入は任意とされていたところ、オンライン記録によれば、国民年金の強制加入者として、大学を卒業後に当たる平成元年4月1日に被保険者資格を取得していることが確認できるほか、申立人が初めて受け取ったとする年金手帳にも、国民年金における初めて被保険者となった日欄には「平成元年4月1日」と記載されている。

また、申立人は、口頭意見陳述において、国民年金の加入手続を行った時期や場所等に加え、前述のとおり、申立人自身が所持する年金手帳に、国民年金における初めて被保険者となった日欄に「平成元年4月1日」と記載されている事情も憶えていないとしている。

さらに、申立人が所持する年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号は、オンライン記録上、申立人に払い出されている同記号番号と一致するほか、当該記号番号の払出しは、前後の任意加入者の状況からすると、平成元年4月以降と推定できる。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成3年1月から同年4月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和41年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月から同年4月まで

申立期間当時の平成3年1月に、父がA社会保険事務所(当時)において 国民年金保険料の免除申請を行ったので、国民年金に未加入とされていること に納得できない。

# 第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料の免除申請手続を行ったとする申立人の父は、申立期間に係る国民年金の加入手続は行わず、A社会保険事務所において保険料の免除申請手続だけを行ったと主張しているところ、当該社会保険事務所によると、申立期間当時、国民年金への加入手続及び免除申請手続については、市役所で受け付けるものであるとしている上、申立期間に係る国民年金への加入手続をせずに、保険料の免除申請だけを受理することは無いとしている。

また、申立期間当時の国民年金制度では、国民年金保険料の申請免除については、承認期間の始期は4月、終期は翌年3月までの1年間ごととされており、申立期間の平成3年1月から同年4月に係る保険料の免除申請を行う場合には、申請手続が2回必要であるなど、同年1月の1回の申請だけで申立期間に係る保険料の免除申請ができたとする申立人の父の主張には不合理な点が見受けられる。

さらに、B市作成の国民年金被保険者納付記録及びオンライン記録によると、 申立期間は未加入期間となっている上、申立人の父も申立期間に含まれる平成3 年3月及び同年4月は未加入期間となっている。

加えて、申立人は、20 歳到達以後、B市以外に住民登録をしたことがないなど、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間について国民年金保険料を免除されていたことを

示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

# 岩手厚生年金 事案 673

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和39年生

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年12月9日から61年4月1日まで

私は、国民年金の未加入期間となっている時期はA社に勤務しており、給与から社会保険料が控除されていたことを覚えているので、私が申立期間において厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から、時期及び期間は特定できないが、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所は、「申立人が正社員となった記録が無いので試用期間中の退職かパート勤務だったと思われる。正社員ではないので厚生年金保険に加入させていない。」と回答している。

また、当時の事務担当者は、「当時、試用期間中は厚生年金保険には加入させず、正社員になってから加入させていた。通常の試用期間は3か月程度だが、申立人は子供の病気で休むことが多く通常より長く試用期間を設けた覚えがあり、厚生年金保険に加入させなかった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。